

2. 贈与

相続税対策を考えるうえで贈与税の知識は必須です。贈与税は相続税を補完する税制度で両者は密接に関わってきます。上手に使えば相続発生時に相続人間でもめることを回避できます。なお、税金を納める人は財産をもらった人になります。

贈与税には暦年課税と相続時精算課税の2つの課税方式があります。

・暦年課税

贈与者（財産をあげる人）、受贈者（財産をもらう人）ともに制限はありません。また、年間110万円までの贈与は非課税ですので税金はかかりません。しかし、110万円を超えた財産については税金が発生しますので、翌年の2月16日～3月15日の間に申告する必要があります。なお、相続開始前3年以内の贈与財産については相続税の課税対象になります。

・相続時精算課税

贈与者は60歳以上の父母または祖父母で受贈者は20歳以上の子または孫でなければなりません。一度選択してしまうと撤回はできませんので、その後の年間110万円までの非課税枠はつかえませんが、累積で2500万円までの贈与が非課税になります。但し、この相続時精算課税の適用を受けた贈与財産は相続発生時に相続財産に取り込まれます。こちらも翌年の2月16日～3月15日の間に申告する必要があります。